

「データセンター機能立地検討調査業務委託」

受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「データセンター機能立地検討調査業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（平成17年4月1日制定）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準（平成17年4月1日制定）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、本実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実施体制
- (2) 業務実績
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案内容
 - (2) 実施体制
 - (3) 企業としての取組
 - (4) 市内中小企業加算
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価項目の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

(3) 評価の集計及び報告

(4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

経済局 企画調整課長（委員長）

経済局 企業投資促進課長（副委員長）

経済局 企業投資促進課土地利用調整・拠点形成担当課長

都市整備局 企画課長

都市整備局 企画課担当課長

都市整備局 地域まちづくり課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 評価委員の採点の合計点数が満点の10分の6以上の者の中から、もっとも点の高い者を受託候補者とする。

6 評価が同点の場合は、加重項目に関する採点の合計点数によって決する。

7 委員長は、評価結果を経済局第二入札参加資格審査・業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。

(1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。

(2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

(3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和8年9月29日から施行する。